

米政策改革推進対策

【米政策改革推進対策 196,316(189,203)百万円】

対策のポイント

水田では、米の消費の減少、輸入に多くを依存している麦、大豆、飼料穀物等の国際需給・価格動向等を踏まえ、米の生産調整を確実に実行し、自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物などや、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の生産を着実に定着させる取組を推進します。

(背景)

- ・ 平成19年産の米価は、米の消費量が年々減少する中で、生産調整の実効性が確保できていないこと等から、大幅に下落する異常事態となっています。
- ・ このため、平成20年産以降の米の生産調整を確実に実行し、水田において自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物などや、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の生産を着実に定着させることが必要です。

政策目標

20年産米の生産調整の実効性の確保

<内容>

1. 需要に応じた米づくり・産地づくりの促進（産地づくり対策） 別紙1

(1) 産地づくり交付金

米の生産調整の確実な実行と地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

【産地づくり交付金 132,669(132,669)百万円】

(2) 新需給調整システム定着交付金

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

【新需給調整システム定着交付金 15,000(15,000)百万円】

(3) 稲作構造改革促進交付金

20年産米の需要に応じた生産への誘導と担い手への集積を図るため、**担い手以外の生産者に対しても米価下落等の影響を緩和するための支援**を行います(27,020百万円)。

また、収入減少影響緩和対策において、10%を超える減収に対して生産者の**抛出なしに国の負担分のみによる補てん**を行うことに合わせ、**担い手以外に対しても19年産米を対象とした追加支援**を行います(5,424百万円)。

【稲作構造改革促進交付金(特会) 32,444(29,030)百万円】

2. 水田の飼料作物生産の振興

別紙2

地域の創意工夫を活かした**飼料生産の振興に直接つながる取組**を支援します。これにより、水田における効果的な生産の振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

3. 過去の生産実績がない案件等への対応

担い手が、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応により、**麦・大豆などの作付けを拡大する場合、拡大部分に対し、経営安定が図られる水準の支援**を行います。

担い手経営革新促進事業のうち特定対象農産物の生産支援事業等
10,800(7,100)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

【その他 19年度補正予算】

20年産米の生産調整を拡大するためのメリット措置として、**麦、大豆、飼料作物等の作付拡大や、飼料用米、バイオエタノール米等の非主食用米の低コスト生産技術の確立に取り組む農業者に対する支援**を行います。

1 麦、大豆、飼料作物等による長期生産調整実施契約(5年)を締結した農業者に対し、19年産生産調整実施者：5万円/10a、非実施者：3万円/10aの緊急一時金の交付

2 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約(3年)を締結した農業者に対し、5万円/10aの緊急一時金の交付

地域水田農業活性化緊急対策 50,000百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

[担当課：総合食料局食糧部計画課(03-3502-8090(直))]

産地づくり対策 ～地域の特色ある水田農業の展開を推進～

【産地づくり対策 180, 113 (176, 699) 百万円】
対策のポイント

米の生産調整の確実な実行と地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。

(産地づくり対策とは)

- ・ 地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした「地域水田農業ビジョン」に基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成します。
- ・ たとえば、有機栽培や地産地消への取組など水田を活用した作物の産地づくりや、農地の流動化、生産の組織化・法人化など担い手の育成に向けた取組を支援します。

政策目標

米の生産調整を確実に実行し、水田農業の構造改革を推進

<内容>

1. 地域の特色ある水田農業の展開

地域の実情に応じて、地域自らが作成する地域水田農業ビジョンに基づいて実施する取組を支援します。これにより、地域の特色ある水田農業の展開を図ります。

産地づくり交付金 132, 669 (132, 669) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

2. 地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進

当面の措置として、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進します。これにより、新たな需給調整システムの下での円滑な取組を支援します。

また、一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえて、都道府県別配分の見直しを行うものとします。

新需給調整システム定着交付金 15, 000 (15, 000) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

3. 米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産の誘導と担い手への集積の促進

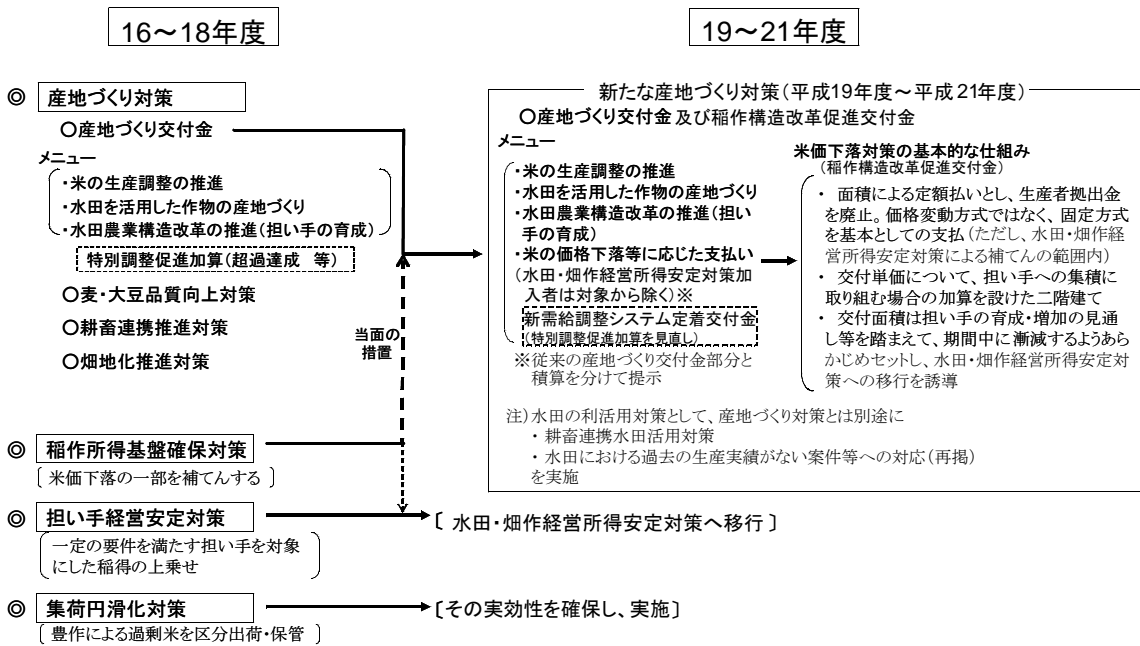
20年産米の需要に応じた生産への誘導と担い手への集積を図るため、担い手以外の生産者に対しても米価下落等の影響を緩和するための支援を行います(27,020百万円)。

また、収入減少影響緩和対策において、10%を超える減収に対して生産者の抛出なしに国の負担分のみによる補てんを行うことに合わせ、担い手以外に対しても19年産米を対象とした追加支援を行います(5,424百万円)。

稲作構造改革促進交付金(特会) 32,444(29,030)百万円
補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

担当課: 生産局農産振興課 (03-3502-5956(直))
総合食料局食料企画課 (03-3502-7942(直))

○ 米政策改革推進対策の実施



水田の飼料作物生産の振興

【**耕畜連携水田活用対策事業 5,404（5,404）百万円**】

対策のポイント

地域の創意工夫を活かした飼料生産の振興に直接つながる取組を支援する事業を支援します。これにより、水田における効果的な飼料作物の生産振興を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（**耕畜連携とは**）

- ・ 水田を所有する耕種農家と畜産農家の連携を今まで以上に強化することにより、「牛－草－土」の循環による持続的な飼料生産体系を構築します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 生産振興助成（地域の創意工夫を活かした飼料生産の取組への支援）

生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興を支援します。例えば、地域における水田飼料作物生産に係る調整活動、排水条件の改良等生産条件を改善するための簡易な基盤整備や細断型ロールベアラー等の高性能機械導入等の取組を支援します。

2. 取組面積助成（地域の水田状況に応じた飼料作物作付への支援）

地域の創意工夫により設定した単価に基づいて、稲発酵粗飼料など地域の水田状況に適した飼料作物の生産や肉用牛放牧等の取組を支援します。

耕畜連携水田活用対策事業 5,404（5,404）百万円
 補助率：1／2以内、定額
 事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]